

第 127 回国際課税委員会、第 110 回あるべき税制委員会合同会議議事録（文責森信）

2020 年 11 月 17 日、財務省から、「経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題」と題して、OECD の「青写真(ブループリント)」の概要と論点についてお話をいただき、議論を行いました。財務省の資料は別添です。

説明をうけて以下のような議論が行われました。

- ・ピラー 2 だけが合意され、ピラー 1 より先行して始まるということがありうるのか。← 米国はピラー 1 に消極的、欧州はピラー 2 に消極的、この構図から行くと、セットでなければ合意ができないといえるのではないか。
- ・日本企業だけ他国に先駆けて実施、という事態は避けるべきではないか。
- ・CFC 税制とピラー 2 の GloBE(すべての多国籍企業グループが最低限の法人税負担をすることを確保するためのルール、所得合算ルールと軽課税支払ルール)の関係如何。
- ・双方の二重課税の調整はどうなるのか。
- ・ピラー 1 の利益 B について、基礎的な販売活動に一定の利益率を保証するようなルールになるが、国ごとの利益率の把握は可能なのか。

なお今後の動きとして、2021 年半ばまでに合意を目指すという期限の再設定が G20 で合意されたとの説明がありました。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。